

船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（セルモータ故障）
発生日時	令和4年5月28日 07時50分ごろ
発生場所	千葉県南房総市野島崎南西方沖 野島崎灯台から真方位227° 4.9海里付近 （概位 北緯34° 50.9′ 東経139° 48.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{アリキッティ} Arrietty IVは、船外機を停止して漂泊中、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Arrietty IV、5トン未満（長さ6.6m） 242-21330千葉、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力103.0kW、回転数 毎分6,000、4気筒、ボア86.0mm、使用燃料ガソリン、平成 8年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で定係地の千葉県船橋市所在のポートパークを出航し、野島崎南方沖で船外機の始動、停止を繰り返して釣り場を移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>本船は、その後、釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとした際、セルモータが回らなくなった。</p> <p>本船は、船長が、船外機を再始動しようとしたが始動できず、航行不能と判断して118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航されたのち、神奈川県横須賀市所在の巡視艇基地に着岸した。</p> <p>船長は、本インシデント後、原因を調査したところ、セルモータ内部の電機子にカーボンが付着しており、長時間使用によるカーボンの付着により、電機子の絶縁が低下し、セルモータが回らなくなったと判断した。</p> <p>本船は、船長が後日セルモータの交換を実施したところ、復旧した。</p> <p>本船は、船長が、令和4年4月に購入して以来、今回が3回目の出航であったが、今まで不具合が発生したことがなかったので、セルモ</p>

	<p>一々の点検を実施したことがなかった。</p> <p>本船のセルモータに関する点検整備記録はなかった。</p>
分析	<p>本船は、セルモータの点検が実施されていない中、船長が船外機を始動したことから、付着したカーボンにより電機子の絶縁抵抗が低下し、船外機を再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船のセルモータは、カーボンが付着していたことから、長期間点検整備されていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、セルモータの点検が実施されていない中、船長が船外機を始動したため、付着したカーボンにより電機子の絶縁抵抗が低下し、船外機を再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船舶を購入した際、船外機だけでなく、付属する機器の点検を実施し、異常を認めた場合、交換すること。 ・ 船長は、定期的にセルモータのカーボンの付着状態を点検し、異常があればセルモータを交換すること。